

平 31 . 4 . 24
総 2 2 - 4

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 31 年 4 月 24 日 (水)

財 務 省

目 次

I	これまでの議論と平成31年度改正の状況	
	(1) 税務手続の電子化に向けた制度的対応	3
	・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)税務手続の電子化等に係る考え方(概要)	4
	・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)の概要	5
	・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(イメージ)	6
	・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュールを踏まえた制度的対応状況	7
	(2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備に向けた対応状況	8
	・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)(抜粋)	9
	・「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月)の概要	11
	・経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備(平成31年度改正)	12
II	今後の取組の方向性について	13
	・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)	14

I これまでの議論と平成31年度改正の状況

(1) 税務手続の電子化に向けた制度的対応

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月） 税務手続の電子化等に係る考え方（概要）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者がデータをそのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

＜納税者によるデータの取得・活用・提出等＞

1. 個人関係（所得税）

- 確定申告・年末調整手続を電子化し、一連の情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備
（注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型から、携帯電話端末（スマートフォン）等による電子申告を実現
⇒ 対象を随時拡大し、基本的にスマートフォン等で手続が完結する姿を目指す
- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、電子申告の認証手続を簡便化
- 利便性を高め、マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、企業が申告等のデータをそのまま円滑に提出できる環境を整備
- 併せて、大法人について法人税等の電子申告を義務化
- 中小法人については、電子申告の利用促進を図る
⇒ 将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含め、法人税等の電子申告利用率100%を目指す

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、納付のキャッシュレス化を推進

＜納税者によるデータの作成・保存＞

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、文書保存の負担を軽減



＜行政機関間のデータ連携＞

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、情報提出の重複を削減

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

- 国税当局において基本的に実施できる施策については、スピード感をもって取組を進め、今後数年間で着実に実現を図るべき。
また、実施に当たり省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備・活用等が必要な施策も、その進捗を踏まえ、スピード感をもって取組を進めるべき。

経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展（企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等）
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- 取引形態の変化（C to C取引の増加等）
- ギグエコノミーの進展（インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等）

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、
 - － 全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
 - － 官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

〔個人（非事業者）〕

- 確定申告・年末調整が、基本的に携帯電話端末（スマートフォン）等で完結する仕組みを整備
- ※将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性

〔法人〕

- 電子申告システム（e-Tax）の機能改善、提出書類の見直し等を進め、併せて大法人に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を目指す

〔個人・法人共通〕

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

- 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方
働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当
- 人的控除の控除方式のあり方
主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し
- 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方
デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討

- ・ 官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能
- ・ 制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。
また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
- ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータル整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税関係)

◎電子申告の普及促進(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュールを踏まえた制度的対応状況

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」等を措置したところ。
- 平成31年度税制改正では、「マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略」「電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申請手続の簡素化」等を措置することとした。

個人 (所得税 関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

H30改正：年末調整手続の一層の電子化(H32年分～)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税 関係)

◎**電子申告の普及促進**(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

H30改正：大法人の電子申告(e-Tax)義務化(H32年度～)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

H31改正：マイナポータルを利用した法人設立
届出書等の提出に係る電子署名等の省略(H31年
度～)

☆**社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化**

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎**電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)**

H31改正：電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申請手続の簡素化等(H31年度～)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

H30改正：法定調書の一層の電子化(光ディスク等での提出義務基準の引下げ)
：ダイレクト納付(電子納税)の利便性向上(予納の範囲拡充)
：処分通知等の一層の電子化(電子交付による通知等の範囲拡充)

H31改正：相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等
の添付不要化

I これまでの議論と平成31年度改正の状況

(2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備に向けた対応状況

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者の情報

出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。(詳細は下記の参考2を参照)

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。(詳細は下記の参考3を参照)

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

(参考2) 主要国における取組 (法定調書)

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

(参考3) 主要国における取組 (情報提供要請権限)

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）」の概要

平成30年11月7日 政府税制調査会・納税環境整備に関する専門家会合
(座長：岡村忠生 京都大学教授)

○ 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1) 基本的な視点・考え方 (各委員の意見が概ね一致したもの)

- ・ 新たな経済取引の普及拡大は、経済成長を実現するに当たり重要な役割。その健全な発展を図る観点からも、個々の取引を行う納税者が簡便・適正に申告できる環境を整備することが必要。
- ・ そうした分野における適正課税のためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、官民が協働して環境整備に取り組むことが必要。
- ・ そのような環境を整備すれば、多くの納税者が誠実に申告を行うことが期待できる一方、中には意図的に適正な申告を行わない者もいる。課税の公平性を確保する観点から、特に高額・悪質な無申告者等に関しては、税務当局が的確に情報を把握した上、厳正な対応を行う必要。
- ・ 自主的な適正申告のため取引の仲介者等に協力を求める際には、当該事業者の負担や内外事業者の競争条件の差異に配慮する必要。
- ・ また、取引形態の違いにより規制に差異を設けると、消費者等の行動に歪みをもたらしかねない点にも配慮が必要。
- ・ なお、働き方の多様化等を背景に申告が必要な納税者が増加していくことを踏まえれば、中立的かつ簡素な税制の構築といった観点も重要。

(2) 考えられる方策と留意点 (各委員の意見を列挙したもの)

イ 納税者に対する更なる情報提供及びその活用

- ・ 取引データを読み込んで所得の自動計算を行うアプリや、申告ソフトの活用により簡便な申告を実現できないか。
- ・ 従来報酬・料金についても、支払情報が本人に電子的に交付され、申告に活用できれば便利。
- ・ マイナポータルを活用すべき。・ 手続自体の簡素化やシステムの操作性、セキュリティ等にも配慮が必要。

ロ 税務当局による必要な情報の取得等

- ・ 法定調書：仲介者に対して法定調書の提出を求めることが一案。
法定調書は、対象分野における悉皆的・自動的な情報収集に資する一方、事業者の負担が大きいなどの課題もある。
- ・ 情報照会：現行実務上任意の協力を求める形で行われている情報照会について、税法上明確化を図ることが一案。
より実効的な形の情報照会について検討する場合、行使要件及び対象情報の限定や不服申立ての導入が必要。

ハ 源泉徴収等

- ・ 仲介者に対して源泉徴収義務を課すことが一案。
- ・ 他方、仲介者は、一般的に支払者でないことや経費が把握できずグロスの支払額を基準とせざるを得ないといった課題もある。

経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（平成31年度改正）

- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
- こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。
- ⇒ 1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、
- 2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

1. 利便性の高い納税環境の整備

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒ 納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



(※) 上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

2. 税務当局による情報照会の仕組み（改正の概要）

- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律(金商法等)の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

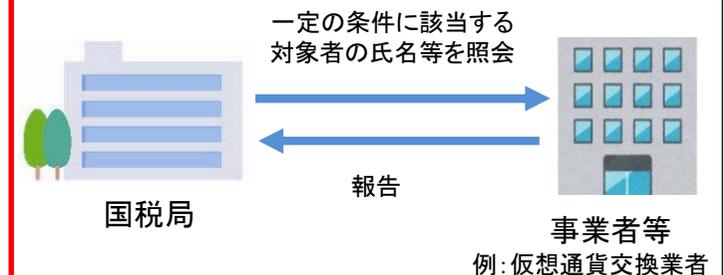
○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

(※) いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

○ 照会する情報を「氏名等(※)」に限定

(※) 「氏名等」とは、氏名並びに(保有している場合には)住所及び番号(個人/法人)をいう。



Ⅱ 今後の取組の方向性について

経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①

経済社会の環境変化等

ICT化

○デジタル・トランスフォーメーション*の世界的な拡大 * デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等

○企業等が保有するデータの増大、クラウドやAPIの活用によるデータ連携の普及

○データ処理の高速化、AIの発展

○スマートフォンやタブレット型端末の普及

多様化 国際化

○働き方の多様化等による確定申告者数の増加

○金の密輸等の不正事案の増加

○国境を越えた取引の増大や企業のビジネスモデルの多様化



今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性(案)

○これまでの審議や取組状況、近年の国際的な議論の状況なども踏まえれば、今後の納税環境整備を進めるに当たっては、申告納税制度の下、経済社会や税制自体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現できるよう、必要な制度上の措置等を講じていくことが重要。

○具体的には、

(1)先進的な技術を活用して、納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、

(2)同時に取引や申告の段階から正確な手続(誤りの未然防止)を行うことができるような仕組みを構築するとともに、

(3)税務当局による事後的な対応(税務調査等)についても、経済社会の変化等に応じ、特に必要性の高い分野に的確に対応することを後押しする、という方向を目指していくことが考えられるのではないか。

具体的な対応を検討するに当たっての視点(案)

○ 前記の基本的な方向性(案)を踏まえ、以下のような視点から、その実現に向けた具体的な制度上の対応等を検討していくこととしてはどうか。

① 納税者のコンプライアンスコストの極小化

多様なデータや先進的な技術の活用により、普段の記帳・書類(データ)保存から申告・納付に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確(誤りの未然防止)に手続を行うことができる仕組みを構築する。

② 納税者の予見可能性の向上

税務当局が納税者にとって広く参考となる情報を適時に提供することにより、申告前における納税者の予見可能性を確保し、誤りの未然防止と負担軽減を図る。

③ 納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備

申告誤りの未然防止や早期是正、及び、納税者の負担軽減を図る観点から、納税者が自ら税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を整える。

④ 効率的かつ効果的な税務調査の実施

事後的な対応(税務調査等)については、経済社会や税制自体の変化等に応じ、特に必要性の高い分野・悪質な事案に的確・厳正な対応を行えるような環境を整備する。

経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)③

具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

○ 携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

○ 電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声が高い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ 電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

○ 納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

○ 経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改正に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ① **ルーリング**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ② **調査及びアンケート**: リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③ **自発的開示**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④ **協力的コンプライアンス・プログラム**: プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの